

令和8年度国内・国際交流（協力）推進事業委託業務（バルバドスとの交流）  
企画提案仕様書

1 委託事業名

令和8年度国内・国際交流（協力）推進事業委託業務（バルバドスとの交流）（以下「本業務」という。）

2 期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

バルバドスとの多分野における関係構築を図るため、琉球料理や沖縄料理（以下、琉球料理等という。）における専門家（以下「派遣者」という。）を派遣して沖縄の食文化を発信し、かつ空手の歴史や魅力等の紹介を行う。

4 事業予算額

- (1) 事業委託料は4,707,000円（消費税込み）とする。
- (2) 企画提案公募のために提示した金額であり、契約金額ではないことに留意すること。
- (3) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払いを行うが、必要に応じて概算払いに応じるものとする。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (4) 積算の費目は、次のとおりとする。
  - ・直接人件費
  - ・直接経費（謝金、旅費、需用費等）
  - ・再委託費
  - ・一般管理費
  - ・消費税（10%）

※一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内

※1円未満の端数は、切り捨てとする。

※本事業に係る派遣者の謝金、旅費等の必要経費については、契約金額に含め、受託者から派遣者や旅行会社等に支払うこと。謝金に関しては、必要に応じて受託者側で源泉徴収手続きを行うこと。

5 委託業務内容

(1) 実施国

バルバドス

(2) 実施日時

令和8年11月11日～11月16日（変更となる可能性あり）

※現地時間で、3泊4日（11月12日～15日）滞在できるようにすること。

(3) 実施地域

ブリッジタウン及びセントピーター教区（ヘイマンズマーケット）を基本とする。

※ヘイマンズマーケットは、現地時間の11月14日が使用可能の予定。

(4) 航空券等の移動手段・宿泊施設の手配及び各種手続処理

那覇空港からバルバドスまでの往復航空券、宿泊施設について、全参加者分を手配すること（悪天候等によるフライトキャンセルに備え、代替手段も準備すること。）。また、英語を話せる者を随行させ、空港や宿泊先等での各種手続き（入国手続きやチェックインなど）、行程管理等を円滑にとり行うこと。

※派遣者：1名、県職員：2～3名、随員（添乗員）：1名

※県職員の旅費（航空運賃や宿泊代など）に関しては別予算で支払いを行うため、手配に関する経費のみを計上し、実際の旅費は別途各個人へ請求すること（支払い方法は、口座振替とクレジットカード払いの両方を用意すること）。

※随員は予算状況に応じて、現地での事業実施に係る英語通訳業務を追加する可能性あり。企画提案に係る見積書作成時点では、当該通訳業務は考慮しないこととする。

(5) 海外旅行保険・ポケットwi-fiの手配

全参加者分の海外旅行保険、ポケットwi-fiを手配すること（同行する県職員の海外旅行保険は手配不要）。

(6) 土産物の手配

現地関係機関への土産物（11,000円（税込）程度×2個（サンゴ染め等の琉球文化に関連するもの）、2,200円（税込）程度×2個（お菓子））を手配すること。

(7) 派遣者の選定及び交流事業の企画・実施

委託業者は、本事業の目的を達成するため、次に掲げる分野の派遣者選定を行うとともに、現地での効果的な交流プログラムを企画・実行すること。なお、派遣者の選定にあたっては、企画提案（プロポーザル）段階で候補者の実績や選定理由、具体的な交流プログラム案を提示することとし、委託業者決定後、県と協議・調整の上で最終決定するものとする。

ア 琉球料理等

(ア) 派遣者の要件

日ごろから琉球料理等の研究や普及等に携わっており、海外での文化発信に意欲がある方（1名）。

(イ) 業務内容

現地の政府関係者やレストラン関係者等に対し、琉球料理等を振舞いつつ、琉球料理等の歴史やブルーゾーンと絡めた健康食としての価値を英語で発信するとともに、琉球料理等の需要を喚起するようなプログラムを企画すること。

※ 現地の会場は「在バルバドス日本大使公邸（キッチンあり）」を想定しているが、現地の状況等により変更となる可能性があることに留意し、柔軟に対応可能な計画とすること。

※見積額には、食材等の費用として15万円程度計上すること。

## イ 空手

### (ア) 派遣者の要件

空手については、随行する県職員にて紹介を行うため、派遣者の選定は不要。

### (イ) 業務内容

現地市民に対し、空手の歴史や魅力を英語で伝えるための効果的な企画を提案すること。

※ 現地の会場は「ヘイマンズマーケット」を想定しているが、現地の状況等により変更となる可能性があることに留意し、柔軟に対応可能な計画とすること。

### (8) 現地移動手段の手配

上記(7)のプログラムを実施するため、現地における移動手段(自動車やタクシー等)を手配すること。

### (9) 関係者との調整

必要に応じて、県担当者や派遣者、現地の大使館担当者と調整を行うこと。

※ 県の他課と、共同で事業(酒造関連)を行う可能性あり。

### (10) その他

本仕様書の委託業務を遂行するため、受託者は旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する登録を受けた者であることとする。ただし、共同企業体の場合は、構成員のうち同法に基づく旅行業務を行う者のみ当該登録を受けていけばよいものとする。

## 6 実施体制

### (1) 受託者の体制は次の条件を満たすこと。

- ・本業務の責任者として、事業全体の管理が可能なプロジェクトリーダーを設置すること。
- ・人的ネットワークが分かるよう関係者も含めて記載すること。
- ・問題等発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にすること。
- ・受託者は速やかに体制図を提出すること。
- ・通常及び緊急時において迅速に委託者との連絡を可能とすること。

## 7 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

- ・契約金額の50パーセントを超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

## (2) 再委託の相手方の制限

本契約に係る公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

## (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

### ○その他簡易な業務

- ・資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- ・原稿、データの入力及び集計
- ・交流事業の遂行に係る通訳、翻訳業務
- ・事業実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配、添乗業務
- ・その他、県が簡易と決定した業務

## 8 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記「7再委託の制限等」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

## 9 個人情報の保護

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

## 10 著作権

- (1) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。
- (2) 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

## 11 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。

## 12 成果物

事業報告書（紙媒体 2 部、電子データ 1 部）を、契約期間満了の 2 ヶ月前までに提出すること。